

給付

4月電子申請



1

じゅぎょうりょう むしょうか せ い ど

授業料無償化の制度

こうとうがっこう しゅうがくしえんきん こうこうせいとう りんじしえんきん

(高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金)

毎月の**授業料**や年間の**受講料**を支援する制度です。

手 続

入学した年の4月

その他、申請が必要な場合は、個別にお知らせします。

対象者

〈次のいずれにも該当する者〉

☑ 広島県内の公立高校等に在学する生徒

ただし、次の方は対象となりません。

- ① 高校等を既に卒業したことのある生徒や3年(定時制課程・通信制課程は4年)を超えて在籍している生徒
(以前に高校等に在籍した期間がある場合は、その期間も含める。)
- ② 科目履修生、聴講生



支給額

授業料(例:全日制で月額9,900円・年額118,800円)等に相当する額が、国から県・市へ支給され、対象者の授業料等に充当されます。

これにより、生徒・保護者等の**授業料等の負担が実質0円**となります。

「所得制限なしの無償化」なのに、申請が必要？

高校授業料無償化の制度には、「**高等学校等就学支援金**」と「**高校生等臨時支援金**」の**2種類**があり、どちらの制度の対象になるかは、保護者等の所得によって決まります。

このため、**全員、「高等学校等就学支援金」に申請**していただき、基準額(※)未満か、基準額以上かを審査した結果、基準額未満の場合は「高等学校等就学支援金」、基準額以上の場合は「高校生等臨時支援金」の対象として、授業料等に相当する額の支援を受けることができます。(結果として、所得にかかわらず無償化となります。)

(※) 保護者等全員の「課税標準額(課税所得額)×6%—市町村民税の調整控除の額」の合計額が**304,200円未満**
(年収の目安は4人家族で給与収入が約910万円未満)

基準額(※)

「高等学校等就学支援金」
の対象

「高校生等臨時支援金」
の対象

←未満 以上→

Q & A

申請手続きは
どのように行うのですか？

まずは、**全員、電子申請(e-Shien(イーシエン))**で「**高等学校等就学支援金**」の**申請手続**を行います。

(電子申請に必要なログインIDとパスワードは、高校等入学後、県教育委員会から送付されます。ログインIDとパスワードは、在学中は大切に保管しておいてください。)



申請にあたり、
準備しておくことがありますか？

申請には**保護者全員(父と母がいる場合は両方)のマイナンバー(個人番号)**が必要です。

また、審査は住民税の額をもとに行いますので、事前に**個人住民税の申告**を行っていただく必要があります。給与所得のみで支払者が各市区町村へ給与報告している場合を除き、生活保護受給者や前年の収入がない方(控除対象配偶者を除く)であっても事前の申告が必要です。



もし申請しなかった場合は、
どうなりますか？

高等学校等就学支援金の申請がない場合、**授業料を支払っていただく必要**があります。

また、就学支援金の申請が完了しても、個人住民税の申告を行っていないなどの理由で、**税情報が確認できない場合は、高等学校等就学支援金の審査ができないため、授業料を支払っていただく必要**があります。

